高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、今後の原木生産の増大に伴う再造林の増大に適切に対応するため、生産効率に優れ、植栽作業の省力化等にも期待できるコンテナ苗を生産する者に対し、別表第１に掲げる事業区分において予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助事業者、補助対象経費及び補助率）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者、対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請手続）

第４条　規則第３条第１項及び第２項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第１号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の規定による申請をするに当たって、各事業実施主体について当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条第１項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第６条　知事は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　補助事業者は、補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。

(２)　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(３)　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものに限る。）を当該財産に係る処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあっては、大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。以下この条において同じ。）において、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(４)　処分制限期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(５)　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が処分制限期間及び転用等制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなったときは、速やかに知事に協議し、その指示に従って、当該財産の取得に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用、天災地変その他やむを得ない事由のため、やむを得ない場合は、知事に協議することができること。

(６)　補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期及び処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した別記第２号様式による財産管理台帳を備え、かつ、必要な関係書類を保管しておかなければならないこととし、財産管理台帳は、実績報告書に添えて報告すること。

　　　(７)　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助事業の変更）

第８条　補助事業者は、規則第５条第１項第１号の規定により知事の承認を受けようとするときは、別記第３号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

２　前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(１)　事業実施主体の変更

(２)　別表第１に掲げる補助対象経費欄の区分の新設又は廃止

(３)　補助金額の増額又は30パーセント以上の減額

（遂行状況報告）

第９条　規則第10条第１項の規定による遂行状況報告の様式は、別記第４号様式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第４・四半期を除く。）の末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第10条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告の様式は、別記第５号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、同条第２項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第６号様式により知事に報告するとともに、当該補助金を知事に返還しなければならない。

（補助金の概算払の請求）

第11条　規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求の様式は、別記第７号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定前の着手）

第12条　事業実施主体による対象事業の着手は、原則として、知事からの補助金の交付の決定通知を受けて行うものとするが、当該年度にやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の前に着手する必要があるときは、その理由を具体的に明記した別記第８号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（繰越承認申請）

第13条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第９号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（工期延期）

第14条　補助事業者は、前条の規定による繰越しの承認を受けた補助事業について、やむを得ない理由により承認された工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第10号様式による工期延期承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（グリーン購入）

第15条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第16条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（雑則）

第17条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年４月26日から施行し、平成28年度事業から適用する。